

## 山形県水資源保全総合計画検討委員会（第3回）における主な意見

日時：平成25年7月26日（金）13:30～

場所：山形県自治会館 401会議室

- 環境施策に関する基本計画である第3次山形県環境計画との関係についてはどうか。記載すべきではないか。
- 今回のような計画を策定してもなかなか思うように進まないことがこれまでによくあった。行政の縦割りの弊害と思われる。条例にもあるとおり、計画の総合的な推進について、ぜひとも各部署が横断的に積極的に取り組んでいただきたい。
- 今回、各項目に取組の主体を記載した点について、県民、事業者等の取組みと記載されている項目は、その取組先がどこか、つまり対象が誰かということであって、計画自体は全て行政が取り組むものではないのか。
- 実施主体として“県民”の表現を削除することには賛同しかねる。土地所有者が条例で届出義務を課されてまで守っていかねばならない水資源を、本計画を通してこそ県民が感謝の気持ちを持って利用していくこと、心の通う条例とすることができるのではないか。そのためには“県民”をしっかり表示して県民みんなで水資源を守る姿勢を貫くことが大切ではないか。
- 資料1頁「2 基本的な考え方」中“このため、～実施していくため、”と表現が重複している。
- 資料3頁の“枝打ち”という用語は森林の施業としてはあまり使われていない。“除伐”と言い換えるか削除した方がよいのではないか。
- 資料3頁の“森林所有者等の情報を市町村と利用・共有できる仕組みを～”の“利用”という表現は個人情報にはあまりなじまない表現ではないか。
- 資料3頁の森林の売買などについて“相談できる体制”とは具体的にはどのような内容を想定しているか。
- 土地取引について実際には森林組合に一番最初に相談をいただいているケースが多い。森林組合で既に対応している点も踏まえて、相談できる体制の整備を進めていただきたい。
- 「環境教育行動計画（参考資料）」の学校職員の資質向上などの施策はどの部署が担当しているのか。記載されている教員研修プログラムなど様々なプログラムについて、それぞれうまく進められるよう期待したい。
- 水資源保全地域の指定地域が妥当かどうかの客観的な基準が重要と思われる。